

阿蘇の教職員「不祥事防止」心得

阿蘇教育事務所

私たちは、阿蘇の教職員として夢や志を持ち続け、自らの研鑽を通して、教師として、社会人として、資質向上に努めるとともに、児童生徒の健やかな成長を願って学校教育にあたっています。不祥事を防ぐには、私たち一人一人の自覚と心がけ以外に方法はありません。

児童生徒、保護者、地域住民からの信頼は、日々の私たちの良識ある行動から築かれます。

私たちは、教職員として次の十訓を心に刻み、熊本県教育委員会「懲戒処分の方針」にある不祥事を絶対起こさないようにします。

- 一 「酒を飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」、「飲んでも翌日に影響する飲酒はしない」等、飲酒運転はしません。
- 二 制限速度等の交通法規を遵守し、安全運転を行います。
- 三 法令等に違反するわいせつ行為、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントはしません。
- 四 児童・生徒等の人権を尊重し、教育的愛情あふれる指導を行います。
- 五 「愛の鞭」などに名を借りた体罰は絶対しません。
- 六 プライバシー保護の認識を深め、公簿、評価補助簿、USBメモリー等の管理、進路事務の適正な処理を行います。
- 七 学年費、学級費、部活動費等の公金は適正に管理し、執行します。
- 八 教職員の服務義務（職務上の義務・身分上の義務）を守ります。
- 九 組織の一員としての自覚を持ち、気軽に相談し合える職場環境を作ります。
- 十 総実勤務時間の縮減に努め、子どもたちと真に向き合う時間を増やし、児童生徒、保護者等との信頼関係のもとに、地域とともにある学校づくりに取り組む教職員を目指します。